

2

各種計画における災害ボランティア活動の位置づけ

[1] 福井県地域防災計画において

災害対策基本法に基づき定められた福井県地域防災計画では、災害ボランティア活動について次のように定めています。

福井県地域防災計画 本編（抜粋）

第2章 災害予防計画 第20節 ボランティア活動支援計画

ボランティア活動に関する研修、資機材の整備、ボランティア活動体制の整備等の支援を行うことにより、円滑なボランティア活動の実施を図る。

第1 災害ボランティア活動の推進

県は、災害ボランティア活動の推進に係る基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める条例を制定し、災害ボランティア活動を総合的かつ計画的に推進する。

第2 災害ボランティア活動への支援および広域応援体制の整備

(1) ボランティア意識の醸成

県は、さまざまな活動を行うボランティアの育成を図るため、福井県災害時ボランティア登録制度を広報し、その普及に努めるとともに、県民に対し電子メールその他の各種広報媒体による情報提供を行う。

また、「防災とボランティアの日」、「防災とボランティア週間」において啓発行事を実施し、ボランティア活動の普及に努める。

(2) ボランティア活動への支援

県は、福井県災害ボランティア活動基金を活用し、活動に必要な知識、技能等についての研修会等の開催、コーディネーター、リーダー等の養成、資機材等の整備を図る。

(3) ボランティア活動体制の整備

県は、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティア団体等との協働による組織体制を整備するとともに、県内外のボランティア団体等との連携協力を図る。

第3章 災害応急対策計画 第16節 ボランティア受入計画

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるようボランティア活動環境を整備する。

第1 ボランティアの受入体制

(1) 県の支援

県は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認められる団体に対し、災害ボランティア本部の設置を要請するとともに、当該災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。

また、対策本部にボランティア部門を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、市町と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

(2) 市町の支援

市町は、避難施設、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行う。

また、当該ニーズに応じて県にボランティアの要請を行うとともに、市町ボランティアセンターの設置および活動の支援を行う。

第2 ボランティアの活動体制および活動拠点

県および市町は、第1で把握したボランティアニーズについて、あらかじめ災害ボランティア本部に情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい体制づくりを行う。

また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点に提供するなどの支援を行う。

なお、ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。

[2] 福井県国民保護計画において

福井県では、武力攻撃災害が起きた場合のボランティア活動について、福井県国民保護計画において、次のように定めています。この場合は自然災害などと違い、活動開始の条件として「武力攻撃が終了した段階である」ことや「安全が確保された場所に限定して行う」という条件が付されています。

福井県国民保護計画（平成17年7月22日に国の閣議決定）（抜粋）

第2章 平常時の備え 第7節 ボランティア活動への支援

「武力攻撃」が終了した段階での救援活動や復旧活動においては、自発的な意思による活動であることや安全が確保されていることに十分配慮するとともに、平常時からボランティア活動に関する研修、資機材の整備、ボランティア活動体制の整備等の支援を行うことにより、円滑なボランティア活動の実施を図る。

第1 ボランティアの活動内容

「武力攻撃」が終了した段階での救援活動や復旧時において想定されるボランティア活動は、次のとおりである。

1 一般的な活動

- (1) 安全が確保された避難施設における救援物資等の搬送および整理
- (2) 「避難住民等」の生活援助
- (3) 炊き出し等の食事サービス
- (4) 「災害時要援護者」への支援活動
- (5) 被災地の「武力攻撃」終了後における被災住宅の後片付け等

2 専門的な活動

- (1) 外国語通訳
- (2) 点字、朗読、手話通訳および要約筆記
- (3) 介護
- (4) 通信
- (5) ボランティアのコーディネート等

第2 ボランティア活動への支援および広域応援体制の整備（法（※）4関係）

1 ボランティア意識の醸成

県は、さまざまな活動を行うボランティアの育成を図るため、福井県災害時ボランティア登録制度を広報し、その普及に努めるとともに、県民に対し電子メールその他の各種広報媒体による情報提供を行う。

2 ボランティア活動への支援

県は、福井県災害ボランティア活動基金を活用し、活動に必要な知識、技能等についての研修会等の開催、コーディネーター、リーダー等の養成、資機材等の整備を図る。

また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点に提供するなどの支援を行う。

3 ボランティア活動体制の整備

県は、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティア団体等との協働による組織体制を整備するとともに、県内外のボランティア団体との連携協力を図る。

第3章 関係機関との連携による国民保護措置の実施体制

第5節 ボランティアの受入体制の整備

「武力攻撃」が終了した段階での救援活動や復旧活動におけるボランティア活動は、自発的な意思による活動であることに十分配慮して、安全が確保された場所に限定して行うとともに、受入体制を整備し、ボランティア活動が円滑に行えるよう支援を行う。

第1 ボランティアの活動内容

「武力攻撃」が終了した段階での救援活動や復旧時において、想定されるボランティア活動は、次のとおりである。

- 1 安全が確保された避難施設における救援物資等の搬送や整理、「避難住民等」の生活援助、炊き出しなどの食事サービス、「災害時要援護者」への支援活動等
- 2 被災地の「武力攻撃」終了後における被災住宅の後片付け等
- 3 専門的知識や技能を使った介護等の活動

第7章

災害時の関係法令と各種の計画

第2 ボランティアの受入体制（法（※）4③関係）

1 県の支援

県は、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認める団体に対し、災害ボランティアの活動拠点となる福井県災害ボランティア本部（以下「災害ボランティア本部」という。）の設置要請を行うとともに、福井県災害ボランティア活動基金を活用し、災害ボランティア活動の支援を行う。

また、対策本部にボランティア部門を設け、災害ボランティアセンターと連携を図るとともに、市町と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

2 市町の支援

市町は、避難施設、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行うものとする。

また、当該ニーズに応じて災害ボランティア本部にボランティアの要請を行うとともに、市町ボランティアセンターの設置および活動の支援を行うものとする。

第3 ボランティアの活動体制および活動拠点

県は、市町と連携し、第2で把握したボランティアニーズについて、あらかじめ災害ボランティア本部に情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい体制づくりを行う。

また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点に提供するなどの支援を行う。

なお、ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。

文中の「法（※）」は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年6月18日法律第112号）を言います。